

事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議調査報告書 (第一次取りまとめ)(骨子)

不正規流通の原因究明及び責任の所在の検証

政府保管米の事故米穀が食用として流通した原因について

農林水産省(本省)は、保管中の汚染米の有害性を認識していながら、「食の安全」を確保することよりも、安価早期処分を優先させた誤りにより、汚染米の食用への流用防止のための有効な手段を何一つ講じなかった。

福岡農政事務所による三笠フーズに対する96回の「検査」について

有害性のある汚染米が三笠フーズに非食用として売却された事実を知っていながら、「食の安全」を確保することの重大性を認識せず、本省から適切な検査方法の指示もなかったことから、漫然と検査を行い、96回に及ぶ「検査」によっても食用への流用の事実を発見できなかった。

平成19年1月及び2月の情報提供に対する対応について

汚染米が食用に流用されている旨の投書がなされたにもかかわらず、その後の汚染米の食用への流用を防止できなかった。

MA(ミニマム・アクセス)米を輸入した業者が非食用として販売した事故米穀について

「横流れ防止措置」を講じず、非食用として売却することを容認し、食用への流用を防げなかった。

検証の総括

以上のような事態を招いた深因は、

- 1 自分の取り扱っている職務が国民の「食の安全」に
 - 2 自分の仕事として自覚や責任感の欠如
- 官僚主義的体質

「食の安全」の確保の重要性に関する認識の欠如と業者任せの対応
消費者の目線の欠如
業務の縦割り意識と組織の硬直性

当然予想される問題に対する危機意識や感性の欠如
全国統一的な明確な業務処理指針の欠如等の本省の職務懈怠

責任の所在

農林水産省総合食料局の局部長等の幹部職員の責任は、最も重い。

BSE問題の反省を生かせず、歴代の大臣、事務次官をはじめとする本省幹部職員に対しても強く反省を求めたい。

福岡農政事務所の幹部職員、特に事故米穀の売却処理及び契約に関する事項を本省総合食料局長から分掌されている農政事務所長の責任は重い。

農林水産省の今後の取組について

当会議の検証結果を踏まえた厳正な対処
「食の安全」の視点を最優先とする意識改革
縦割り意識の解消に向けた組織の見直し
職員一人一人がその職責に応じた業務を果たすような業務運営の見直し

政府全体としての今後の取組等について

「食の安全」については、農林水産省、厚生労働省、内閣府など政府として一体的に取り組んでいくことが不可欠。
消費者庁が、司令塔としての機能を発揮するためには、関係府省間の情報共有、密接な連携が不可欠。

(注) 有識者会議は9月19日に設置され、これまで17回開催。事故米穀の不正規流通問題の原因究明、責任の所在の明確化等について審議。なお、有識者会議については、今後も「米穀の流通実態等の問題点